

(裏)

届出についての注意

- 1 この届出は、市街化調整区域に関する都市計画が決定され又は当該都市計画を変更してその区域が拡張された日から6箇月以内に市長に提出してください。
- 2 この届出は、当該都市計画の決定又は変更の際に自己の居住又は業務の用に供する建築物を建築する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利(借地権等)を有していた者に限りすることができます。
- 3 既存の権利を届出た者は、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して5年以内に限り、届出をした権利を有していた目的に従って当該土地に関する権利の行使として行う開発行為(宅地造成等)を市長の許可を受けてすることができます。

記入についての注意

- 1 届出者の職業の欄は、自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で権利を有する者にあつては記入の必要はありません。
- 2 権利を有していた目的の欄は、自己の住宅、何々の工場、何々の倉庫等具体的に記入してください。
- 3 権利の種類及び内容の欄は、該当する権利を で囲み、所有権以外の権利の場合は、( )内にその権利の名称と内容について具体的に記入してください。
- 4 印のある欄は、記入しないでください。